

第5期佐倉市障害福祉計画（素案）

（平成30年度～平成32年度）

平成30年 月

佐倉市

目次

第1章 計画の策定にあたって	- 1 -
1 計画策定の背景と経緯	- 1 -
(1) 権利条約の批准と国内法の整備	- 1 -
(2) 佐倉市の障害者施策推進のための計画	- 3 -
(3) 新たな計画策定に向けて	- 5 -
2 計画の性格	- 6 -
(1) 「基本指針」に基づく「法定計画」	- 6 -
3 計画の期間	- 7 -
4 計画の策定にむけて（留意事項）	- 8 -
(1) 自己決定の尊重と意思決定の支援	- 8 -
(2) 障害種別に関わらない一元的なサービス提供体制の整備	- 9 -
(3) 入所から地域へ、就労支援、地域生活継続に対応したサービス提供体制の整備	- 9 -
(4) 地域共生(排除されない)社会の実現に向けた取組	- 10 -
(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援	- 11 -
5 基本的な考え方	- 14 -
(1) 訪問系サービスの保障	- 14 -
(2) 日中活動系サービスの保障	- 14 -
(3) グループホーム等住まいの充実と地域生活支援拠点等の整備	- 15 -
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	- 16 -
(5) 相談支援体制の確保	- 16 -
(6) 地域生活支援事業の充実	- 18 -
第2章 障害児・者を取り巻く状況	- 19 -
1 佐倉市の障害者手帳所持者等の状況	- 19 -

(1) 障害者手帳所持者の推移	- 19 -
(2) 障害者手帳所持者の年齢別人数	- 20 -
(3) 身体障害者	- 21 -
(4) 知的障害者	- 22 -
(5) 精神障害者	- 22 -
2 佐倉市の障害支援区分の認定状況	- 24 -
3 サービスの提供状況と市内事業所数	- 26 -
第3章 前期計画の達成状況.....	- 28 -
1 前期計画の重点事項の達成状況.....	- 28 -
(1) 施設入所者の地域生活への移行	- 28 -
(2) 地域生活支援拠点等の整備.....	- 30 -
(3) 福祉施設から一般就労へ	- 31 -
2 障害福祉サービスの達成状況	- 32 -
(1) 訪問系サービスの実績値	- 32 -
(2) 日中活動系サービスの実績値	- 33 -
(3) 居住系サービスの実績値	- 34 -
(4) (障害福祉サービスにおける) 相談支援の実績値	- 35 -
3 障害児を対象としたサービスの達成状況.....	- 36 -
(1) 障害児を対象としたサービスの実績値.....	- 36 -
4 地域生活支援事業の達成状況	- 38 -
(1) 地域生活支援事業の実績値.....	- 38 -
第4章 達成すべき目標	- 41 -
1 重点事項の達成目標.....	- 41 -
(1) 施設入所者の地域生活への移行	- 41 -

(2) 地域生活支援拠点の整備	- 42 -
(3) 福祉施設から一般就労へ	- 43 -
(4) 医療的ケア児・者等への支援体制の整備	- 44 -
(5) 障害児の支援の提供体制の整備	- 45 -
(6) 精神障害者向け地域包括ケアシステムの構築	- 45 -
2 障害福祉サービスの達成目標	- 46 -
(1) 訪問系サービスの達成目標.....	- 46 -
(2) 日中活動系サービスの達成目標	- 47 -
(3) 居住系サービスの達成目標.....	- 49 -
(4) (障害福祉サービスにおける) 相談支援の達成目標	- 50 -
3 障害児を対象としたサービスの達成目標.....	- 51 -
(1) 障害児を対象としたサービスの達成目標	- 51 -
4 地域生活支援事業の達成目標	- 53 -
(1) 地域生活支援事業の達成目標	- 53 -
資料編 (各サービスの概要と用語解説)	- 57 -
(1) 各サービスの概要.....	- 57 -
(2) 用語解説.....	- 64 -

<p>本文中の*印を付けた用語は、64 ページからの「用語解説」に説明があります。</p>

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と経緯

(1) 権利条約の批准と国内法の整備

我が国においては、障害者の権利に関する条約*(以下「権利条約」という。)の批准*に向けて、平成23年、社会モデルの考え方に基づく障害の概念、合理的配慮の導入を柱とする障害者基本法*の改正、平成24年、障害者基本法の規定に基づく基本理念、障害者の範囲の見直しを盛り込んだ障害者自立支援法から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律*(以下「総合支援法」という。)への改正、平成25年、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律*(以下「差別解消法」という。)の制定、障害者の雇用の促進等に関する法律*(以下「雇用促進法」という。)の改正など、国内法の整備が行われ、平成26年権利条約*を批准しました。批准後、平成29年には、障害者を施策の客体ではなく主体であるとする権利条約の考え方をもとに障害福祉サービス*等の提供に係る意

思決定支援ガイドライン*（以下「意思決定支援ガイドライン」という。）が定められました。

千葉県では国に先駆けて、平成 18 年障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例*（以下「千葉県障害者条例」という。）、平成 21 年障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン*（以下「千葉県情報保障ガイドライン」という。）、そして平成 28 年には千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例*（以下「千葉県手話言語条例」という。）の制定がされました。

権利条約*の発効後、障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保、促進するための取り組みが具体的に始まっています。

(2) 佐倉市の障害者施策推進のための計画

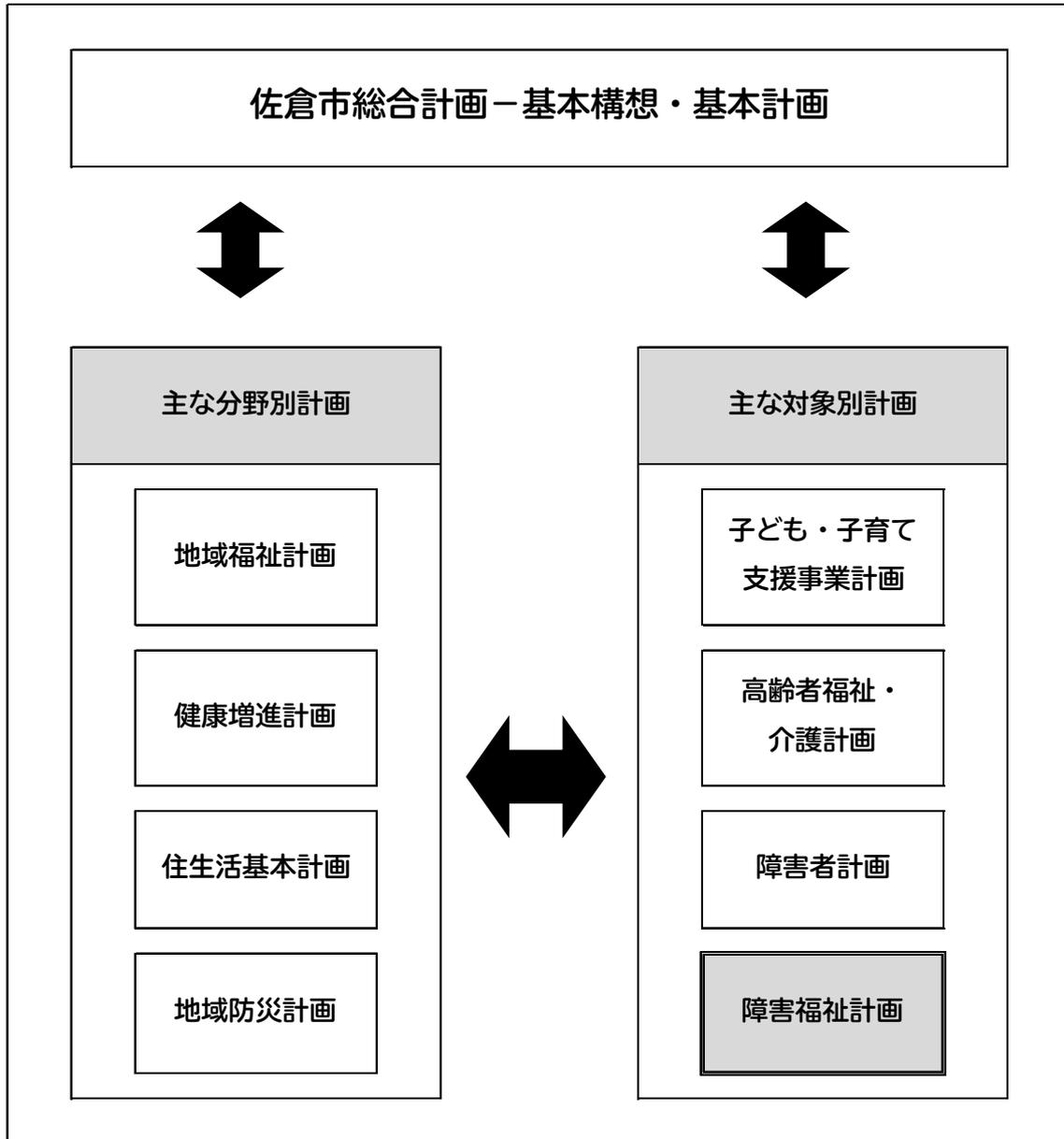
佐倉市は国際障害者年を契機に、昭和 59 年に佐倉市障害者福祉都市推進協議会を設置し、昭和 59 年度、60 年度に集中的に事業を展開し、平成 10 年に障害者基本法*に基づく「障害者計画*」、平成 18 年に障害者自立支援法（現総合支援法）に基づく「障害福祉計画*」を定めました。

また、関連計画としては、障害者の地域生活に関わる計画として平成 20 年に「地域福祉計画」、住環境に関わる計画は、平成 26 年に「住生活基本計画」、平成 27 年に「高齢者福祉・介護計画」等を定め、他の計画との調和を図りながら障害者施策の推進に取り組んできました。

総合支援法第 88 条第 6 項

市町村障害福祉計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

計画の位置付け



(3) 新たな計画策定に向けて

佐倉市は平成29年4月に佐倉市障害福祉計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置し、「障害があっても地域で暮らし続けられる佐倉市づくり」に向け、障害のある当事者、障害児・者を持つ保護者、障害福祉サービス*を提供する事業所や佐倉市障害者総合支援協議会*（以下「総合支援協議会」という。）の意見などを踏まえて検討を進め、「第5期佐倉市障害福祉計画*」と「第1期佐倉市障害児福祉計画*」を一体的にまとめた計画として、本計画を策定することとしました。

総合支援法第88条第8項

市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

2 計画の性格

(1) 「基本指針」に基づく「法定計画」

本計画は、総合支援法*第 88 条及び児童福祉法*第 33 条の 20 に基づく法定計画であり、計画の策定にあたっては総合支援法第 87 条及び児童福祉法第 33 条の 19 に基づく基本的な指針*（以下「基本指針」という。）に即して策定します。

総合支援法 第 87 条

厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。

総合支援法 第 88 条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

児童福祉法 第 33 条の 19

厚生労働大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。

児童福祉法 第 33 条の 20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、基本指針*に基づき、平成30年度から平成32年度までの3年間で、平成32年度末の目標を設定します。

計画の期間

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
佐倉市障害者計画		第5次計画				
佐倉市障害福祉計画	第4期計画			第5期計画		

4 計画の策定にむけて（留意事項）

（１）自己決定の尊重と意思決定の支援

基本指針*では「共生社会*を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービス*その他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とし、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進める。」としています。

平成29年国は意思決定支援ガイドライン*を公表しました。

このガイドラインは権利条約*の考え方にに基づき、障害者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体であるとしています。

障害者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるためには、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段(わかりやすい言い換え、音声での読み上げ、手話、要約筆記等)を選択する機会の配慮が求められています。

（２）障害種別に関わらない一元的なサービス提供体制の整備

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害者*及び高次脳機能障害者*を含む。以下同じ。）、難病者*（厚生労働大臣が定める特殊の疾病で疾病による障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者）等、障害福祉サービス*の対象となる障害は多様です。佐倉市は障害福祉サービスの実施主体として、どのような障害であっても等しくサービスが受けられる体制の整備を図ります。

（３）入所から地域へ、就労支援、地域生活継続に対応したサービス提供体制の整備

施設入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行並びに地域生活の継続の支援、就労支援、地域生活支援の拠点づくりを進めるなど、サービス提供体制の整備を図ります。

(4) 地域共生(排除されない)社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるので
はなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことがで
きる共生社会*の実現に向け、地域生活支援事業の理解促進事業や総
合支援協議会の活動等を通じて、次の事項を計画的に推進します。

○地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り

○地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの提
供体制や確保等に係る取り組み

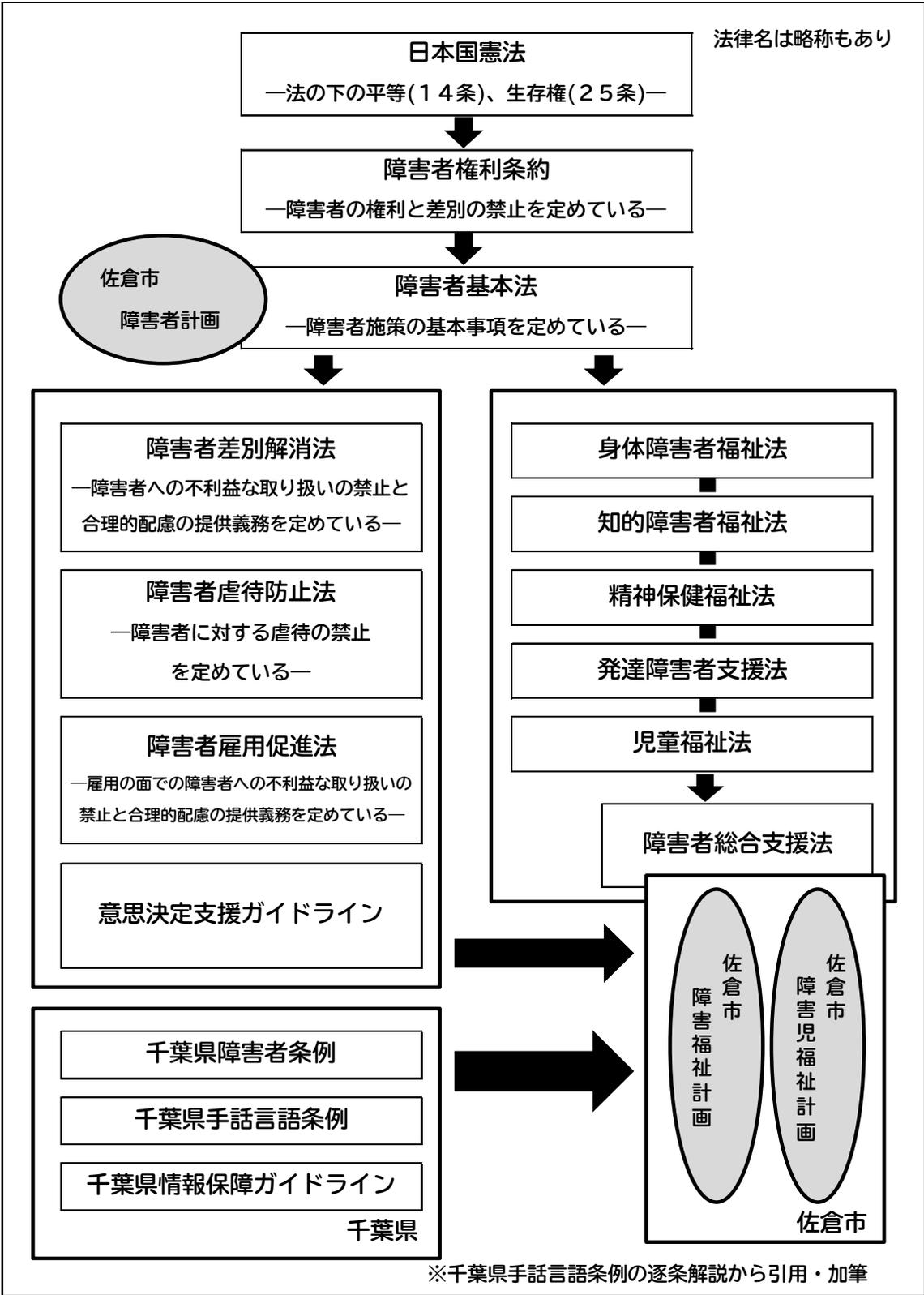
○人工呼吸器を装着している障害児・者、その他の日常生活を営む
ために医療を要する状態にある障害児・者等（以下「医療的ケア児・
者等」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を
円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する医療的ケア
児・者等に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括
的な支援体制の構築

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児の発達支援に向けた留意事項は次の通りです。

- 障害児本人の最善の利益を考慮
- 障害児の健やかな育成の支援
- 障害の疑いがある段階から身近な地域で支援
- 障害種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実
- 障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携
- 切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築
- 障害児が障害児支援を利用しやすくなるよう、地域の保育、教育等の支援
- 障害の有無に関わらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進

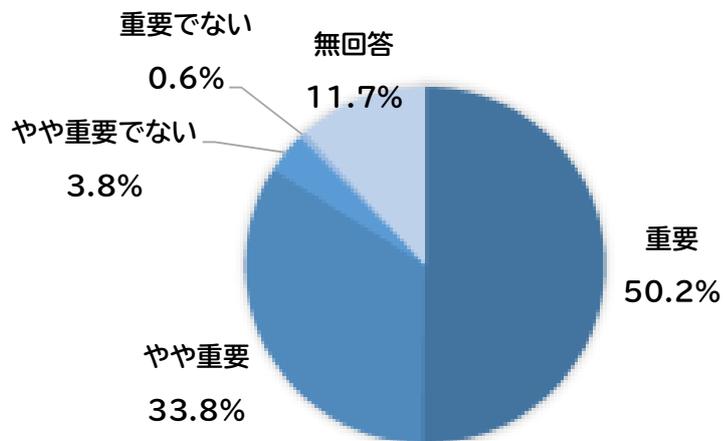
障害者支援の法体系（概略図）



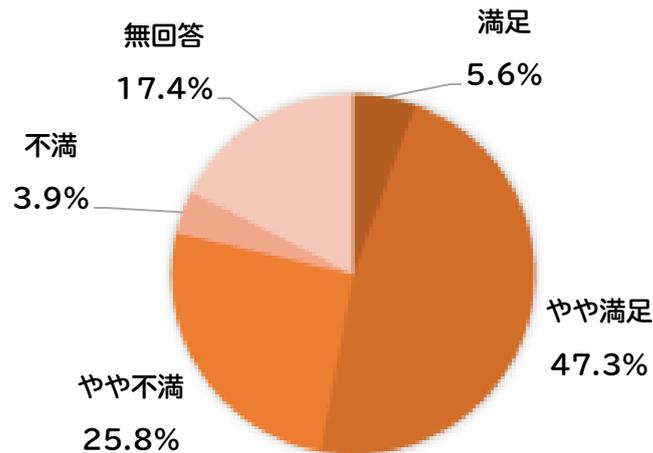
市民意識調査

平成 28 年度市民意識調査の結果の一部を下記に示します。これによると、障害者福祉の重要度については非常に高い水準であるものの、満足度としてはまだまだ高い水準とは言えません。（※回答件数 1,680 件）

市民意識調査[障害者福祉の重要度]



市民意識調査[障害者福祉の満足度]



5 基本的な考え方

国の定める基本指針*では、基本的な考え方を示しています。

佐倉市ではこの考え方を基に計画を策定します。

(1) 訪問系サービスの保障

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等
包括支援の保障に向けた取り組みを進めます。

(2) 日中活動系サービスの保障

療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労
継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センターの保障に向けた
取り組みを進めます。

(3) グループホーム等住まいの充実と地域生活支援拠点等の整備

施設や病院から出て、地域で生活するために、住まいと訪問系サービス、日中活動系サービスが必要です。

ア 施設入所等から地域生活への移行

- グループホームの整備・促進
- 自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、自立訓練事業等の充実

イ 地域における生活の維持・継続の取り組み

- 訪問系サービスの拡充
- 日中活動系サービスの拡充

ウ 地域生活支援拠点*の整備のための取り組み

親亡き後や保護者の病気の時などのことを考え、親元から離れ一人生活の体験、緊急時に身を寄せる場の確保などの支援策が必要です。

グループホームや短期入所で親元から離れた生活の体験や緊急時に利用ができるようサービスの拡充が必要です。

なお、利用にあたっては、利用者の年齢や障害特性などの配慮が必要です。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行及びその定着のため就労移行支援事業、就労定着支援事業等の推進を図ることが必要です。

(5) 相談支援体制の確保

佐倉市では総合支援法*第77条の2に規定する「基幹型相談支援センター」2箇所に加え、相談支援事業所*1箇所を整備し、身体障害者福祉法*第9条、知的障害者福祉法*第9条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律*第49条に規定する市町村の行う業務を委託し、その利便性の向上を図っています。

今後、障害者自身の高齢化や保護者の高齢化に伴う課題や共生社会*の実現を視野に、身近なところで包括的な相談が受けられる体制づくりを進めます。

ア 相談支援体制の構築

- 身近なところで、ニーズに対応した相談ができる体制の構築
- 複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等行政機関その他関係機関との連携
- サービス等利用計画は、支給決定に先立ち必ず作成
- 利用者の状態像や希望を勘案し、連続性及び一貫性を持った障害福祉サービス*又は地域相談支援

イ 地域生活への移行や地域に定着するための支援体制

- 計画的な地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保
- 現に地域で生活している障害者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実

(6) 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業は、総合支援法*第77条に基づき、佐倉市が障害児・者の状況に応じて柔軟かつ計画的に行っている事業です。

自立した生活を支える相談支援事業、意思疎通支援事業、移動支援事業をはじめ、障害者に対する理解を深めるための事業、成年後見利用促進事業など9つの分野にわたる必須事業に加え、障害者の日常生活に必要な便宜の供与や社会生活を営むために必要な事業の充実を図ります。

第2章 障害児・者を取り巻く状況

1 佐倉市の障害者手帳所持者等の状況

(1) 障害者手帳所持者の推移

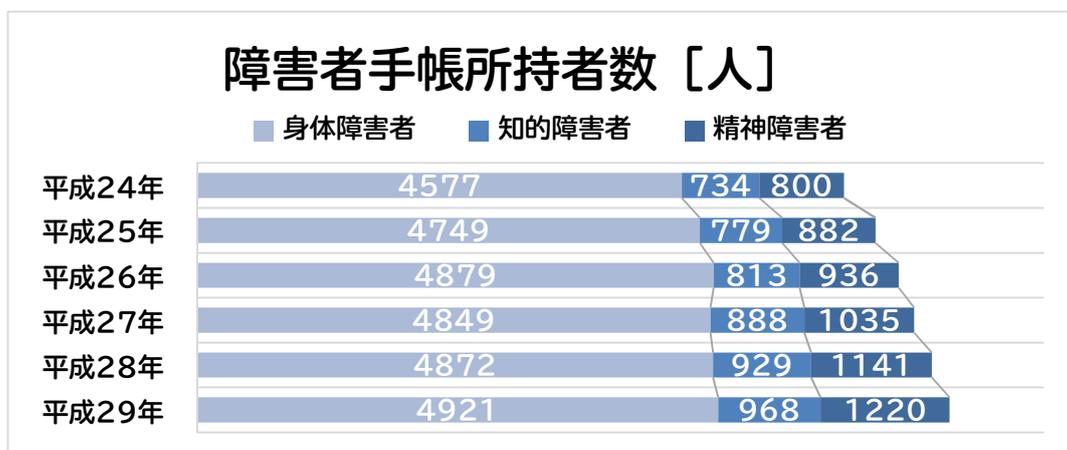
平成29年3月末現在の各種障害者手帳の所持者数の総数は7,109人と、5年前（平成24年3月末）の時点と比較すると998人の増となっています。

増加率で見ると、身体障害者で7.5%、知的障害者で31.9%、精神障害者で52.5%の増となっており、精神障害者の手帳の取得が増えています。

障害者手帳所持者数の推移

各年3月31日現在（単位：人）

手帳種別 \ 年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
身体障害者	4,577	4,749	4,879	4,849	4,872	4,921
知的障害者	734	779	813	888	929	968
精神障害者	800	882	936	1,035	1,141	1,220
合計	6,111	6,410	6,628	6,772	6,942	7,109



(2) 障害者手帳所持者の年齢別人数

各障害者手帳における年齢別の所持状況を以下に示します。身体障害者が最も高齢化が進んでおり、65歳以上の割合は70%を超えます。(3年前の調査時点では67.7%でした)

一方、知的障害者は比較的若年層の割合が高い状況となっています。

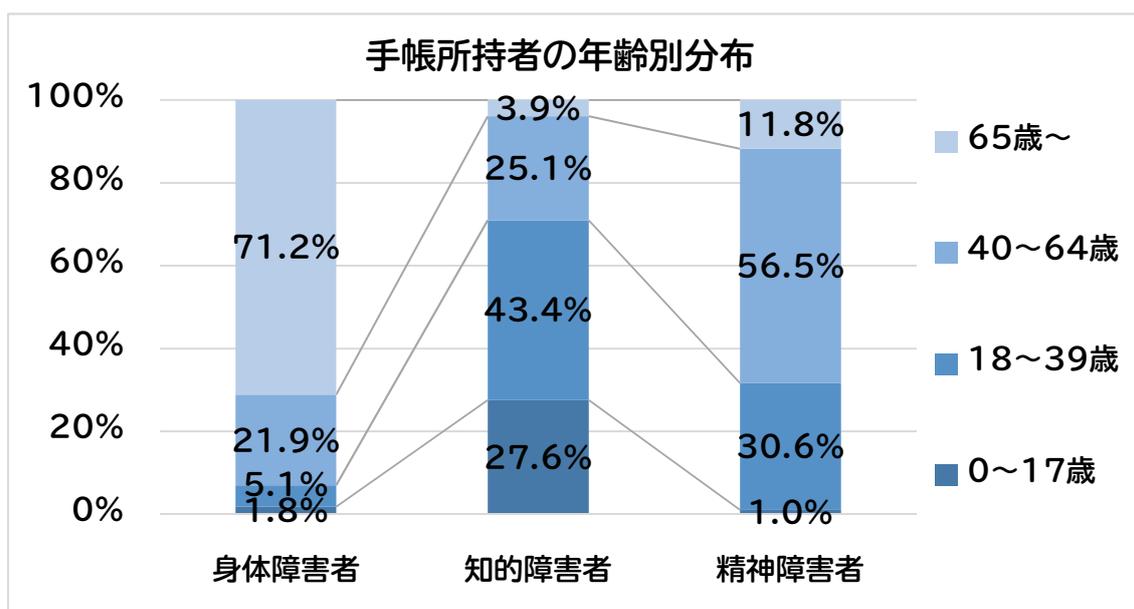
精神障害者は40～64歳の年代が最も多い結果となりました。

手帳所持者の年齢別分布

平成29年9月30日現在(単位:人)

年齢 \ 手帳種別	身体障害者	知的障害者	精神障害者
0～17歳	88 (1.8%)	270 (27.6%)	13 (1.0%)
18～39歳	253 (5.1%)	425 (43.4%)	387 (30.6%)
40～64歳	1,076 (21.9%)	246 (25.1%)	714 (56.5%)
65歳以上	3,498 (71.2%)	38 (3.9%)	149 (11.8%)
合計	4,915 (100%)	979 (100%)	1,263 (100%)

※カッコ内は各手帳における割合



(3) 身体障害者

平成 29 年 3 月 31 日時点の身体障害者手帳*所持者の障害種別、等級別の状況を以下に示します。

障害種別で見ると、肢体不自由が 2,630 人（全体の 53.4%）と最も多く、次いで内部障害（全体の 31.8%）となっています。

等級別で見ると、重度の障害者（1～2級）が 2,488 人（全体の 50.6%）と約半数を占めました。

障害種別の人数 平成 29 年 3 月 31 日現在（単位：人）

障害種別 年代	視覚 障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言 語・そしゃ く機能障害	肢体 不自由	内部 障害	合計
0～17 歳	4	16	0	44	20	84
18～39 歳	22	39	4	136	52	253
40～64 歳	58	67	17	621	330	1093
65 歳以上	206	236	56	1,829	1,164	3,491
合計	290	358	77	2,630	1,566	4,921

等級別の人数 平成 29 年 3 月 31 日現在（単位：人）

等級 年代	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
0～17 歳	37	10	20	8	5	4	84
18～39 歳	90	45	40	30	22	26	253
40～64 歳	398	170	150	254	68	53	1,093
65 歳以上	1,239	499	499	933	151	170	3,491
合計	1,764	724	709	1,225	246	253	4,921

(4) 知的障害者

平成 29 年 3 月 31 日時点の療育手帳*所持者の障害程度別の状況を以下に示します。

療育手帳所持者のうち、370 人（全体の 38.2%）が重度障害者となっています。18 歳以上の年齢では重度障害者の割合が最も高い（全体の 43.3%）のに対し、0～17 歳の年齢では軽度障害者の割合が最も高い（全体の 52.0%）状況となっています。

障害程度別の人数 平成 29 年 3 月 31 日現在（単位：人）

年代 \ 障害程度	重度	中度	軽度	合計
0～17 歳	67	62	140	269
18 歳以上	303	187	209	699
合計	370	249	349	968

(5) 精神障害者

平成 29 年 3 月 31 日時点の精神障害者保健福祉手帳*所持者の等級別の状況を以下に示します。

等級別でみると 2 級が 769 人（全体の 63.0%）と最も多くなりました。

等級別の人数 平成 29 年 3 月 31 日現在（単位：人）

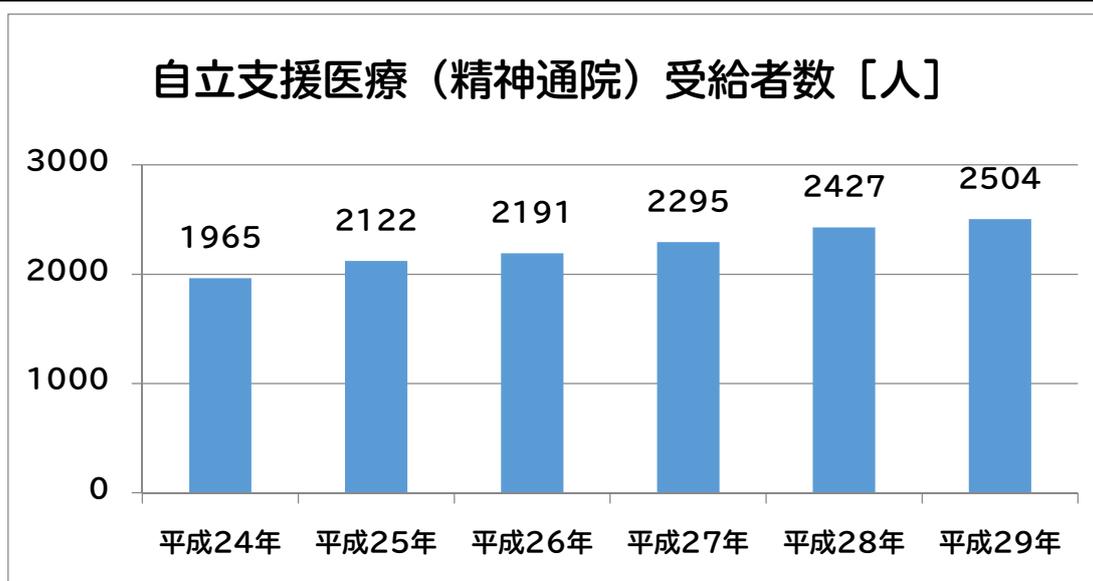
年代 \ 等級	1 級	2 級	3 級	合計
0～19 歳	4	6	3	13
20～39 歳	56	234	86	376
40～64 歳	106	460	121	687
65 歳以上	61	69	14	144
合計	227	769	224	1,220

障害者制度利用者の中には、精神障害者保健福祉手帳*は持っていないが精神通院の制度を利用しているという方が多くいます。この制度が自立支援医療（精神通院）*であり、精神障害者保健福祉手帳所持者の2倍以上の利用があります。

自立支援医療（精神通院）については手帳同様年々利用者が増加しており、5年前からの増加率でいうと27.4%となります。

自立支援医療（精神通院）受給者数 平成29年3月31日現在（単位：人）

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
自立支援医療 （精神通院）	1,965	2,122	2,191	2,295	2,427	2,504



厚生労働省「患者調査（平成26年）」によると、全人口のうち精神障害者の占める割合は3.1%（外来2.85%、入院0.25%）となっており、これを佐倉市人口（平成29年3月31日現在176,518人）に当てはめると5,472人（外来5,031人、入院441人）と推計されます。精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療（精神通院）の制度の利用に至っていない方が実に多くいることが伺えます。

2 佐倉市の障害支援区分の認定状況

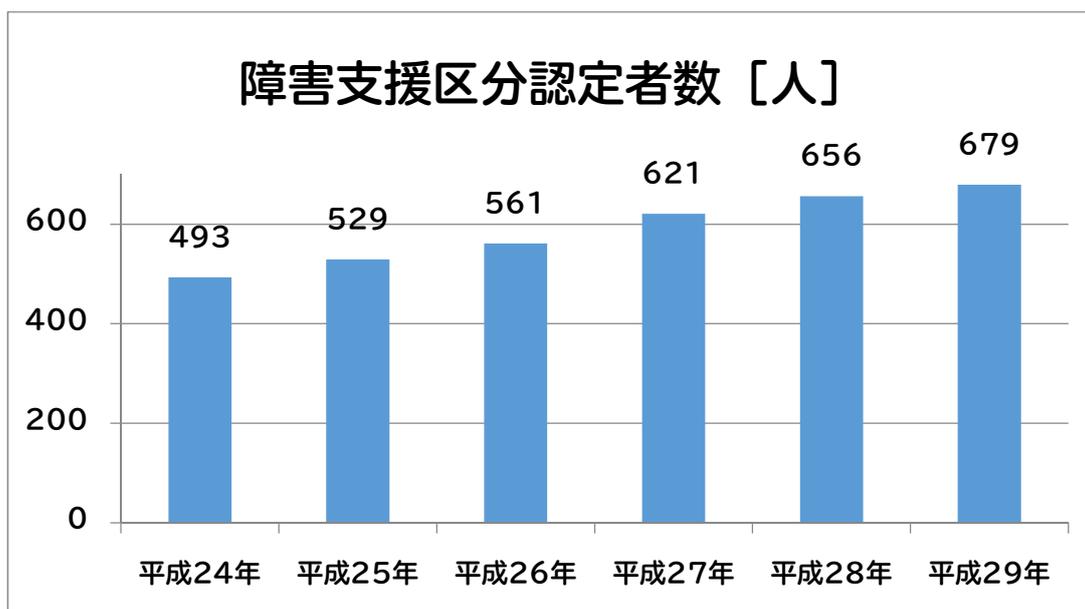
障害支援区分*認定者の推移は下記のようになり、年々増加する傾向にあります。増加率でいうと5年間で37.7%の増となります。

(児童福祉法*に基づくサービスや、就労支援関係のサービスなどを受ける際には区分認定が不要な為、下記数値には含みません。)

障害支援区分認定者の推移

各年3月31日現在(単位:人)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
障害支援区分認定者	493	529	561	621	656	679



障害種別、区分別の障害支援区分*認定状況を以下に示します。区分は数が多いほど支援の度合いが高くなり、区分6が最も重度の障害とされます。

区分別で見ると区分3が最も多く、次いで区分6が多い状況となりました。

障害種別で見ると、知的障害者が344人と最も多く、全体の約半数を占めました。

障害者支援区分認定状況

平成29年3月31日現在（単位：人）

障害種別 \ 区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障害	5	14	52	17	21	54	163
知的障害	3	42	50	83	91	75	344
精神障害	5	68	64	26	5	4	172
合計	13	124	166	126	117	133	679

3 サービスの提供状況と市内事業所数

平成 29 年 9 月の 1 か月間にサービスを利用した実人数、及び、平成 29 年 9 月時点の市内事業所数は下表のとおりです。

サービス利用者数と市内事業所数

平成 29 年 9 月現在

サービス	サービス利用者数 [人]	市内事業所数 [箇所]
居宅介護	195	17
重度訪問介護	2	16
同行援護	21	10
行動援護	8	3
重度障害者等包括支援	0	0
生活介護	293	12
自立訓練（機能訓練）	1	0
自立訓練（生活訓練）	15	2
就労移行支援	54	3
就労継続支援（A 型）	47	4
就労継続支援（B 型）	207	9
療養介護	11	0
短期入所	58	4
共同生活援助	77	6
施設入所支援	125	4
宿泊型自立訓練	2	0

サービス	サービス利用者数 [人]	市内事業所数 [箇所]
計画相談支援	72	4
地域移行支援	1	3
地域定着支援	0	3
児童発達支援	89	6
医療型児童発達支援	1	0
放課後等デイサービス	180	10
保育所等訪問支援	0	1
障害児相談支援	25	1

第3章 前期計画の達成状況

1 前期計画の重点事項の達成状況

前期計画（第4期佐倉市障害福祉計画*）で平成29年度末の目標（重点事項）として掲げた3点の成果は次の通りです。

（1）施設入所者の地域生活への移行

	前計画での計画値 (平成29年度末)	実績値 (平成28年度現在)
(施設入所からの) 地域移行者数	15人	2人 ※平成27年度～平成28 年度の累計
施設入所者数の削減	5人減 (117人→112人)	2人増 (117人→119人) ※平成25年度末人数を 基準とした、平成28年度 現在の人数

施設に入所している障害者の、グループホームや一般住宅への移行を目指しましたが、施設入所での生活を地域生活へ変えることへの不安、親亡き後、地域生活より施設入所での生活の方が安心できるといった状況を変える「在宅支援策と住まい策」が計画値を大きく下回ったこと、地域生活の体験など不安を払拭する施策が展開できなかったことなどにより結果として地域移行が進まず、施設入所者数が計画値の112人より上回りました。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

総合支援協議会生活支援部会で、整備に向けた検討を行い、次のような方向が示されました。

●実施時期 平成 31 年度

●実施手法 2 拠点+面的整備方式

●概 要

2 拠点	基幹型相談支援事業所、高齢者施設(特別養護老人ホーム)、グループホーム、短期入所、施設入所支援、日中活動事業所など、多様な事業を包括的に 行う「2 拠点」の整備を図ります。
面的整備	<p>拠点だけでは身近なところで支援が受けられないことから、面的整備が必要です。今後の整備にあたって、相談支援体制は、高齢者支援における日常生活圏域*を単位に整備することとし、平成 30 年度に臼井・千代田圏域に相談支援事業所*を整備し、残された佐倉圏域は第 6 期計画で整備することを検討します。</p> <p>短期入所やひとり暮らしの体験機能を併設するグループホームの整備を進め、平成 31 年度にはほぼ佐倉市全域で地域生活に向けた支援ができる体制を構築します。</p>

(3) 福祉施設から一般就労へ

	前計画での計画値 (平成 29 年度)	実績値 (平成 28 年度)
一般就労移行者数	1 人/年	19 人/年
就労移行支援事業 利用者数	82 人/月	52 人/月
就労移行率 3 割以上の 事業所数	1 事業所	3 事業所

一般就労移行者数は達成されましたが、就労移行支援事業利用者数は計画値を下回りました。就労系事業所の実績を見ると、就労継続支援 B 型事業所に利用が集中しており、そこで留まっている状況にあることが伺えます。

第 5 期計画にあたっては、働くことを通じて社会参加が可能な人が B 型事業所に留まることが無い体制を構築すべく、関係機関等と調整を図っていきます。

2 障害福祉サービスの達成状況

各障害福祉サービス*における実績値を以下に示します。

(1) 訪問系サービスの実績値

サービス		年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値		
居宅介護	延時間/月	3,149	2,605	3,496	2,881	3,969		
	実人数/月	213	174	242	188	282		
重度訪問介護	延時間/月	375	80	459	36	574		
	実人数/月	4	1	4	1	4		
同行援護	延時間/月	361	403	422	486	505		
	実人数/月	18	18	20	23	22		
行動援護	延時間/月	213	139	231	125	257		
	実人数/月	6	7	6	7	5		
重度障害者等 包括支援	延時間/月	0	0	0	0	0		
	実人数/月	0	0	0	0	0		

※実績値はその年度の各月の延べ利用時間の平均値をとったもの、その年度の各月の実人数の平均値をとったものです。ただし、平成 29 年度については、未確定な値があることから実績値は記載していません。

居宅介護については増加傾向にあるものの計画値を下回りました。他のサービスについても、同行援護を除き計画値を下回りました。

(2) 日中活動系サービスの実績値

サービス		年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値		
生活介護	延人日/月	5,278	5,179	5,591	5,386	6,017		
	実人数/月	268	257	283	271	303		
自立訓練 (機能訓練)	延人日/月	38	8	38	0	38		
	実人数/月	2	1	2	0	2		
自立訓練 (生活訓練)	延人日/月	285	139	302	185	325		
	実人数/月	30	17	34	17	41		
就労移行支援	延人日/月	875	870	1,036	864	1,320		
	実人数/月	50	52	60	52	82		
就労継続支援 (A型)	延人日/月	402	444	556	510	767		
	実人数/月	21	24	30	28	41		
就労継続支援 (B型)	延人日/月	2,725	3,000	2,905	3,125	3,151		
	実人数/月	161	189	168	203	179		
療養介護	延人日/月	341	335	341	364	341		
	実人数/月	11	11	11	12	11		
短期入所 (福祉型)	延人日/月	367	388	400	407	444		
	実人数/月	49	47	55	45	63		
短期入所 (医療型)	延人日/月	16	15	22	17	30		
	実人数/月	3	1	4	3	6		

※実績値はその年度の各月の延べ利用日数の平均値をとったもの、その年度の各月の実人数の平均値をとったものです。ただし、平成 29 年度については、未確定な値があることから実績値は記載していません。

就労系サービスについては、就労継続支援 A 型・B 型の利用は増えているものの、就労移行支援については横ばいに近く、計画値を下回りました。

他のサービスについても概ね増加傾向にあるものの、計画値を下回るものも多くある状況であり、計画と実態との隔たりがみられました。

(3) 居住系サービスの実績値

サービス		年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値		
共同生活援助 (グループホーム)	実人数/月	74	70	85	70	98		
施設入所支援	実人数/月	116	118	114	119	112		
宿泊型自立訓練	実人数/月	1	1	1	2	1		

※実績値はその年度の各月の実人数の平均値をとったものです。ただし、平成 29 年度については、未確定な値があることから実績値は記載していません。

地域移行を進めることを目指し、共同生活援助（グループホーム）の増加、施設入所支援の減少を計画値として掲げていましたが、どちらも達成されませんでした。

(4) (障害福祉サービスにおける) 相談支援の実績値

サービス		年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値		
計画相談支援	実人数/月	58	65	65	58	70		
地域移行支援	実人数/月	2	0	2	1	3		
地域定着支援	実人数/月	1	0	1	0	1		

※実績値はその年度の各月の実人数の平均値をとったものです。ただし、平成 29 年度については、未確定な値があることから実績値は記載していません。

相談支援の実績値については概ね計画値に近い値で推移していました。

3 障害児を対象としたサービスの達成状況

各障害児を対象としたサービス*（児童福祉法*に基づくサービス）
における実績値を以下に示します。

（1）障害児を対象としたサービスの実績値

サービス		年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
児童発達支援	延人日/月		403	432	419	448	434
	実人数/月		82	80	85	86	88
医療型 児童発達支援	延人日/月		5	5	6	10	7
	実人数/月		2	2	2	2	2
放課後等 デイサービス	延人日/月		1,399	1,408	1,588	1,674	1,844
	実人数/月		217	134	258	157	314
保育所等 訪問支援	延人日/月		3	1	4	1	5
	実人数/月		3	1	3	1	3
障害児相談 支援	実人数/月		17	24	22	26	29

※実績値はその年度の各月の延べ利用日数の平均値をとったもの、その年度の各月の実人数の平均値をとったものです。ただし、平成 29 年度については、未確定な値があることから実績値は記載していません。

障害児を対象としたサービス*については概ね達成されました。特に放課後等デイサービスの利用の伸びが顕著です。

放課後等デイサービスについては一人当たりの利用時間（延人日÷実人数）も変化してきており、5年前の平成24年度の時点では7.8日（981日÷126人＝7.8日）だったものが平成28年度の時点では10.7日（1,674日÷157人＝10.7日）となっています。

これは放課後等デイサービスの事業所数が増えたことにより、利用者が利用したい日数を以前より確保し易くなった為と考えられます。

4 地域生活支援事業の達成状況

(1) 地域生活支援事業の実績値

サービス		年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値		
理解促進研修・啓発事業	有/無	—	有	—	有	—		
自発的活動支援事業	有/無	—	有	—	有	—		
相談支援事業								
障害者相談支援事業	箇所	4	3	4	3	4		
基幹相談支援センター	箇所	2	2	2	2	2		
療育支援 コーディネーター	(設置数) 人	—	1	—	1	—		
相談支援機能強化事業	有/無	有	有	有	有	有		
住宅入居等支援事業	有/無	有	有	有	有	有		
佐倉市障害者総合支援協議会	有/無	有	有	有	有	有		
成年後見制度利用支援事業	(年間延べ 利用者数) 人	4	3	5	2	6		
成年後見制度法人後見支援事業	有/無	—	有	—	有	—		
意思疎通支援事業（年間件数）								
手話通訳設置事業	(設置数) 人	2	2	2	2	2		
	(延べ利 用者数) 人	—	239	—	219	—		
手話通訳・要約筆記者 派遣事業	(延べ利 用者数) 人	130	318	140	384	150		
手話奉仕員養成研修事業	(登録者数) 人	20	20	20	19	20		

サービス		年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値		
日常生活用具給付事業（年間件数）								
介護・訓練支援用具	件	15	33	15	12	15		
自立生活支援用具	件	25	23	25	17	25		
在宅療養等支援用具	件	20	18	20	17	20		
情報・意思疎通支援用具	件	40	46	40	71	40		
排泄管理支援用具	件	3,300	3,252	3,450	3,413	3,600		
居宅生活動作補助用具	件	4	3	4	3	4		
移動支援事業	(年間延べ 時間数) 時間	4,360	4,057	4,936	4,744	5,512		
	(年間実 利用者数) 人	165	73	171	86	177		
地域活動支援センター								
市内	(事業所数) 箇所	2	3	2	2	2		
	(年間実 利用者数) 人	20	46	23	23	26		
市外	(事業所数) 箇所	15	5	17	6	19		
	(年間実 利用者数) 人	20	17	23	21	26		
合計	(事業所数) 箇所	17	8	19	8	21		
	(年間実 利用者数) 人	40	63	46	44	52		

サービス		年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
障害者一時介護事業	(年間延べ 時間数) 時間	—	2,831	—	2,735	—	
	(年間実 利用者数) 人	—	64	—	64	—	
日中日帰りショートステイ事業	(年間延べ 日数) 日	—	1,109	—	1,348	—	
	(年間実 利用者数) 人	—	61	—	60	—	
特別支援学校生等日中活動体験事業	(年間延べ 日数) 日	—	328	—	395	—	
	(年間実 利用者数) 人	—	38	—	35	—	
移動入浴サービス事業	(年間延べ 日数) 日	—	178	—	157	—	
	(年間実 利用者数) 人	—	6	—	5	—	

※平成 29 年度については、未確定な値があることから実績値は記載していません。

相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業については計画値に近い値となりました。移動支援事業の利用時間数は増加傾向にあるものの、計画値を下回りました。地域活動支援センターの利用者数については計画値に近い値となりました。

第4章 達成すべき目標

1 重点事項の達成目標

本計画では、次に掲げる6点の事項を重点課題として位置づけます。（平成32年度の達成目標値）

（1）施設入所者の地域生活への移行

	計画値 (平成32年度)	備考
(施設入所からの) 地域移行者数【継続】	11人 ^{注)1} ※平成30年度～平成32 年度の3年間の累計	平成28年度施設入所者数 119人×9%
施設入所者数の削減 【継続】	3人減 ^{注)1} (119人→116人)	平成28年度施設入所者数 119人×2%
グループホーム整備量 【新規】	28人	
(精神入院からの) 地域移行者数【新規】	30人 ※平成30年度～平成32 年度の3年間の累計	千葉県の基盤整備量 (1,104)×佐倉市が千葉県 に占める人口比(2.75%) ≒30人

注)1 本来であれば、前回計画未達成分を加算して見込むべきですが、現実的に達成困難な数値になってしまうため、これを含まずに算定することとしています。

グループホームの整備を進め、地域生活の体験を充実させることで地域生活に対する不安を軽減し、地域生活への移行を促進します。

(2) 地域生活支援拠点の整備

	計画値	備考
地域生活支援拠点の整備【継続】	1 箇所	平成31年度末までに設置

国の基本指針*に即して、佐倉市にある社会資源*を有効に活用し、地域生活支援拠点*の整備（2拠点+面的整備）を図ります。

地域生活支援拠点の詳細

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
拠点		—	2拠点	
面的整備	相談体制 ^{注)2}	5箇所 ^{注)3}		
	短期入所 (緊急枠・体験枠)	—	2箇所 ^{注)3}	
	グループホーム (緊急枠・体験枠)	—	2箇所 ^{注)3}	

注)2 上記相談体制の数値は障害福祉サービス*として実施可能な事業所数であり、地域生活支援事業における相談支援事業の数値とは一致しません。

注)3 当該数値は2拠点の中での整備数を含めた数値になります。

緊急時、体験用の部屋を併設するグループホーム、短期入所の整備・拡充を図ります。相談支援体制については、空白地帯である臼井・千代田圏域に相談支援事業所*を平成30年度目途に整備し、機能強化を図ります。

グループホームの整備については、平成 31 年度に施設整備補助事業の見直しを行うことで整備を促進します。

アンケート等の意見において、介護職の人材不足が深刻との声が多く上がっている状況であることから、事業所と連携を取りながら人材の確保・養成に努めます。

(3) 福祉施設から一般就労へ

	計画値 (平成 32 年度)	備考
一般就労移行者数【継続】	29 人/年	平成 28 年度就労移行者数 19 人×1.5
就労移行支援事業利用者数 【継続】	63 人/月 ^{注) 4}	平成 28 年度就労移行支援 事業利用者数 52 人×1.2
就労移行率 3 割以上の就労移 行支援事業所の割合【継続】	5 割以上	
就労定着支援開始 1 年後の就労定着率【新規】	80%以上	
就労継続支援 B 型 事業所からの一般就労【新規】	9 人 ※平成 30 年度～平 成 32 年度の累積	平成 28 年度就労継続支援 B 型利用者数 168 人×5%
就労継続支援 B 型事業の充実 に向けた協議体の設置【新規】	1 箇所	

注) 4 本来であれば、前回計画未達成分を加算して見込むべきですが、現実的に達成困難な数値になってしまうため、これを含まずに算定することとしています。

日中活動の事業所の中で、利用者の多い就労継続支援B型事業所との連携を図り、一般就労への意欲向上を図ります。

就労継続支援B型事業所利用者の一般就労に向けた協議体を総合支援協議会に設けます。

(4) 医療的ケア児・者等への支援体制の整備

	計画値	備考
医療的ケア児・者等の関係機関（保健・医療・障害福祉・保育・教育等）の協議体の設置【新規】	1箇所	平成30年度末までに設置

医療的ケア*が必要な障害児・者や重症心身障害児・者*などに必要な社会資源*の在り方や、各機関との連携などを検討する場を設けます。特に、家族のレスパイトケア*、難病者リフレッシュ事業*、重度の障害を持つ人の入浴支援が必要との意見があることから、既存の社会資源を基本としつつ協議を図っていきます。

参考として重度障害者の主な入浴手段と課題を下表に示します。

(参考) 重度障害者の主な入浴手段と課題

重度障害者の主な入浴手段	課題
○地域生活支援事業の中での移動入浴サービス	回数に制限がある（月に4回まで）
○生活介護（基準該当含む）の中での入浴サービス	人材不足により受け入れが難しい
→重度の障害者は機械による入浴が必要であり、設備や人手が必要である。 上記課題により十分に入浴支援を受けられていないのが現状である。	

(5) 障害児の支援の提供体制の整備

	計画値	備考
児童発達支援センターの整備【新規】	1 箇所	基本指針の必要項目である左記計画値について、佐倉市では既に整備済みですが、更なる充実に努めます。
保育所等訪問支援の提供体制の整備【新規】	1 箇所	
重症心身障害児を支援する児童発達支援の提供体制の整備【新規】	2 箇所	
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの提供体制の整備【新規】	3 箇所	
放課後等デイサービス事業の充実に向けた協議体の設置【新規】	1 箇所	平成 30 年度末までに設置

放課後等デイサービス事業の充実に向けた協議の場を設けることで、療育支援*の質向上に努めます。

(6) 精神障害者向け地域包括ケアシステムの構築

	計画値	備考
精神障害に特化した協議体の設置【新規】	1 箇所	平成 30 年度末までに設置

精神障害者が地域で暮らし続けるためには、病気と障害が共存するという特性に考慮する必要があり、特に、医療との連携は必須です。地域における連携体制、支援体制の構築に向けた協議の場を設けます。

2 障害福祉サービスの達成目標

(1) 訪問系サービスの達成目標

サービス		年度	【参考】 平成 28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
		居宅介護	延時間/月	2,881	3,360	3,629
	実人数/月	188	219	237	256	
重度訪問介護	延時間/月	36	76	96	116	
	実人数/月	1	3	4	5	
同行援護	延時間/月	486	588	647	712	
	実人数/月	23	28	31	34	
行動援護	延時間/月	125	138	145	152	
	実人数/月	7	7	7	7	
重度障害者等 包括支援	延時間/月	0	0	0	0	
	実人数/月	0	0	0	0	

目標値達成の為の方策

居宅介護をはじめ、訪問系サービスの需要は高まっていますが、サービスの担い手であるヘルパー等が不足している状況です。関係機関と連携しながら人材の確保・養成に努めます。

(2) 日中活動系サービスの達成目標

サービス	年度	【参考】 平成 28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	生活介護	延人日/月	5,386	5,938	6,235
	実人数/月	271	299	314	329
自立訓練	延人日/月	0	20	30	40
(機能訓練)	実人数/月	0	2	2	2
自立訓練	延人日/月	185	204	214	225
(生活訓練)	実人数/月	17	19	20	21
就労移行支援	延人日/月	864	950	993	1,037
	実人数/月	52	57	60	63
就労継続支援	延人日/月	510	675	709	744
(A型)	実人数/月	28	38	40	42
就労継続支援	延人日/月	3,125	3,380	3,515	3,656
(B型)	実人数/月	203	220	228	237
就労定着支援	実人数/月	—	6	8	10
療養介護	延人日/月	364	365	366	365
	実人数/月	12	12	12	12
短期入所	延人日/月	407	449	471	495
(福祉型)	実人数/月	45	50	52	55
短期入所	延人日/月	17	21	23	25
(医療型)	実人数/月	3	5	6	7

目標値達成の為の方策

各サービスの需要拡大に対応するため、サービスを提供する事業所等に対し、新規参入及び規模拡大の促進に取り組みます。

就労に向けた支援については、事業所と連携を図ることで、就労が可能な障害者が就労継続支援事業所に留まることがない体制を構築します。

短期入所（ショートステイ）については、需要が高まっていることから、地域生活支援拠点*での事業を含め、関係機関と連携を取りながら事業の促進に取り組みます。

(3) 居住系サービスの達成目標

サービス		年度	【参考】 平成 28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
		実人数/月				
共同生活援助 (グループホーム)	実人数/月		70	80	90	98
施設入所支援	実人数/月		119	118	117	116
宿泊型 自立訓練	実人数/月		2	2	2	2

目標値達成の為の方策

地域生活支援拠点*などの活用、グループホームの整備・拡大により、地域生活への移行を促進し、施設入所支援（病院の社会的入院を含む）の削減に努めます。

その為、平成 31 年度に、サービスを提供する事業所に対する補助事業の見直しを実施することでグループホームの整備を促進します。

施設入所と比較するとグループホームでの生活に不安を感じるという声も多くあり、支援体制の質の向上含め、地域に根差した施設として受け入れられるよう、事業所と協議を行っていきます。

アンケートの結果などからは、親亡き後に入所施設の必要性を挙げる声も多くあったことから、入所施設のあり方について今後検討していきます。

(4) (障害福祉サービスにおける) 相談支援の達成目標

サービス	年度	【参考】			
		平成 28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	実人数/月	58	64	67	70
地域移行支援	実人数/月	1	3	3	3
地域定着支援	実人数/月	0	1	1	1
自立生活援助	実人数/月	—	2	2	3

目標値達成の為の方策

アンケートや懇話会の意見などから相談支援体制の充実を求める声が多く上がっていました。

障害者が身近な地域で適切な障害福祉サービス*を受けられるよう、相談支援事業所*の増設により支援体制の強化を行います。

3 障害児を対象としたサービスの達成目標

(1) 障害児を対象としたサービスの達成目標

サービス		年度	【参考】 平成 28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	延人日/月	448	484	504	524	
	実人数/月	86	90	92	94	
医療型 児童発達支援	延人日/月	10	14	16	18	
	実人数/月	2	2	2	2	
居宅訪問型 児童発達支援	延人日/月	—	3	4	5	
	実人数/月	—	2	2	2	
放課後等 デイサービス	延人日/月	1,674	1,941	2,018	2,099	
	実人数/月	157	167	172	177	
保育所等 訪問支援	延人日/月	1	3	5	7	
	実人数/月	1	2	2	2	
障害児 相談支援	実人数/月	26	30	32	34	

目標値達成の為の方策

近年、放課後等デイサービスや障害児相談支援の需要が特に増えている状況です。指定相談支援事業者、サービス提供事業者との連携を取りながら、障害児支援体制の整備に努めます。

4 地域生活支援事業の達成目標

(1) 地域生活支援事業の達成目標

サービス		年度	【参考】 平成 28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修・啓発事業	有/無	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	有/無	有	有	有	有	有
相談支援事業						
障害者相談支援事業	箇所	3	4	4	4	4
基幹相談支援センター	箇所	2	2	2	2	2
療育支援 コーディネーター	(設置数) 人	1	1	1	1	1
相談支援機能強化事業	有/無	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有/無	有	有	有	有	有
佐倉市障害者総合支援協議会	有/無	有	有	有	有	有
成年後見制度 利用支援事業	(年間延べ 利用者数) 人	2	6	6	6	6
成年後見制度 法人後見支援事業	有/無	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業（年間件数）						
手話通訳設置事業	(設置数) 人	2	2	2	2	2
	(延べ利 用者数) 人	219	230	230	230	230
手話通訳・要約筆記者 派遣事業	(延べ利 用者数) 人	384	400	400	400	400
手話奉仕員養成研修事業	(登録者数) 人	19	20	20	20	20

サービス	年度		【参考】 平成 28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日常生活用具給付事業（年間件数）						
介護・訓練支援用具	件		12	15	15	15
自立生活支援用具	件		17	20	20	20
在宅療養等支援用具	件		17	20	20	20
情報・意思疎通支援用具	件		71	60	60	60
排泄管理支援用具	件		3,413	3,692	3,839	3,993
居宅生活動作補助用具	件		3	4	4	4
移動支援事業	(年間延べ 時間数) 時間		4,744	5,230	5,492	5,766
	(年間実 利用者数) 人		86	95	100	105
地域活動支援センター						
市内	(事業所数) 箇所		2	2	2	2
	(年間実 利用者数) 人		23	30	30	30
市外	(事業所数) 箇所		6	5	5	5
	(年間実 利用者数) 人		21	20	20	20
合計	(事業所数) 箇所		8	7	7	7
	(年間実 利用者数) 人		44	50	50	50

サービス	年度	【参考】 平成 28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	障害者一時介護事業	(年間延べ 時間数) 時間	2,735	2,800	2,800
(年間実 利用者数) 人		64	64	64	64
日中日帰りショートステイ 事業	(年間延べ 日数) 日	1,348	1,486	1,560	1,639
	(年間実 利用者数) 人	60	66	69	73
特別支援学校生等日中活動 体験事業	(年間延べ 日数) 日	395	350	350	350
	(年間実 利用者数) 人	35	35	35	35
移動入浴サービス事業	(年間延べ 日数) 日	157	180	180	180
	(年間実 利用者数) 人	5	6	6	6

目標値達成の為の方策

総合支援協議会では、地域における障害者へのサービス支援体制等に関する課題について関係機関と情報を共有し、地域の実情に応じた支援体制の整備について今後も協議を行います。

成年後見制度は親亡き後、障害者の権利保護の観点から非常に重要な制度であり、各種関係機関と連携を図りながら今後も成年後見制度の利用促進に努めます。

聴覚障害者の社会活動、社会参加を支援するため、手話の普及、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。

日常生活用具について、利用者に対してサービス内容の理解を図り、障害の特性に応じた用具の適正な給付に努めます。

障害者が安心して外出できるよう、利用者に対し、サービスを提供できる事業者の情報や制度の内容を周知し、移動支援事業者等と連携して、移動支援事業の利用促進を図っていきます。

子供から大人までそれぞれのライフステージにおける支援を円滑に引き継ぐことを目的とした「ライフサポートファイル*」について、その利用の在り方や普及の方法を総合支援協議会において協議し、切れ目のない支援体制の構築を目指します。

資料編（各サービスの概要と用語解説）

（１）各サービスの概要

① 訪問系サービス

ヘルパーが居宅を訪問して介護や家事援助などの支援を行ったり、外出する際の介護や移動に必要な情報の提供などの支援を行ったりするサービスです。

サービス名	サービスの概要
居宅介護	居宅において入浴、排せつ、食事などの介護並びに調理、洗濯、掃除などの家事及び生活に関する相談その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障害、精神障害があり常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人に対し、移動時及びそれに伴う外出先における必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）、排せつ、食事などの介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人（重度の知的障害者・児又は重度の精神障害者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊などの行動障害に対する援護を必要とする人）が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い最重度の方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を利用者の必要に応じて組み合わせ、サービス利用計画に基づいて包括的に提供します。千葉県内に本サービスを提供する事業所はありません。

② 日中系サービス

日中に施設などにおいて介護や訓練などの場を提供するサービスです。

サービス名	サービスの概要
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者等を対象とし、理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事などの訓練とともに、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連携を通じて、地域生活への移行を目指します。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害者・精神障害者を対象とし、食事や家事などの日常生活能力向上のための必要な支援とともに、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連携を通じて、地域生活への移行を目指します。
就労移行 支援	就労を希望する65歳未満の障害者を対象とし、一般就労等への移行に向けた事業所や企業における作業や実習活動の機会の提供、適正にあった職場定着の支援等を実施します。
就労継続 支援A型	学校卒業者や離職した人などを対象に、雇用契約に基づき働きながら、一般就労への移行もめざす事業です。
就労継続 支援B型	年齢や体力面で一般就労が難しい人などを対象に、雇用契約を結ばずに、就労や生産活動の機会を提供する事業です。なお、工賃の目標額を事業所ごとに定め、その引き上げを図ります。
就労定着 支援 (H30.4～)	一般就労した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行う事業です。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、昼間、病院などにおいて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所（シ ョートステ イ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短時間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院、診療所等において実施する「医療型」があります。

③ 居住系サービス

主に夜間にグループホームや施設などにおいて入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活の支援を提供するサービスです。

サービス名	サービスの概要
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間において、共同生活を営む住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護等、その他の日常生活上の援助を行います。 平成26年度より共同生活援助(グループホーム)と共同生活介護(ケアホーム)は一元化され、共同生活援助(グループホーム)となりました。
施設入所支援	夜間に入所する障害者に対して、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援を行います。
宿泊型 自立訓練	知的障害又は精神障害のある人に対して、宿泊をしながら家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。

④ 相談支援

相談支援とは、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用者計画作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

サービス名	サービスの概要
計画相談支援	障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。 このサービスでは、障害のある方の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場で考え、障害のある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。

地域移行支援	<p>障害者支援施設等に入所している方又は精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。</p> <p>このサービスでは、施設・病院からの退所・退院にあたって支援を必要とする方に、入所・入院中から新しい生活の準備等の支援を行うことで、障害のある方の地域生活への円滑な移行をめざします。</p>
地域定着支援	<p>障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した方のほか、家族との同居から一人暮らしに移行した方や地域生活が不安定な方等、単身等で生活する障害のある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。</p> <p>このサービスでは、入所施設や精神科病院から退所又は退院した方や地域生活が不安定な方などに、「見守り」としての支援を行うことで、障害のある方の地域生活の継続をめざします。</p>
自立生活援助 (H30.4～)	<p>一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行うサービスです。</p>

⑤ 障害児福祉サービス

障害児向けの通所支援等のサービスです。これらは児童福祉法に基づくサービスです。

サービス名	サービスの概要
児童発達支援	障害のある子どもを通所させて、日常生活における基本的な動作の指導や知識・技能の習得、集団生活への適応訓練を行います。
医療型 児童発達支援	児童発達支援とあわせ、理学療法等の機能訓練又は医療支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援 (H30.4～)	重度の障害等により外出が困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

放課後等 デイサービス	学齢障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等 訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
障害児 相談支援	障害児通所支援を利用しようとする障害児やその家族に対し、障害児支援利用計画案の作成やサービス事業者等との連絡調整などの支援を行います。

⑥ 地域生活支援事業

障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として実施する事業です。

サービス名	サービスの概要
理解促進 研修・啓発 事業	障害者等に対する理解を深めるため、地域住民に研修及び啓発を行う事業です。
自発的活動 支援事業	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援する事業です。
障害者相談 支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行い、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う事業です。
基幹相談支援 センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに関係各法に基づき相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設です。

<p>療育支援 コーディネーター</p>	<p>在宅の重症心身障害の状態にある子ども、知的障害、身体障害や発達障害のある子ども等が、ライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、その相談に応じて支援に関するケースを管理し、行政から民間までの医療・福祉・教育等関連機関の連携を調整する役割を担う。</p>
<p>相談支援 機能強化事業</p>	<p>相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、相談支援機能の強化を図る事業です。具体的には、精神障害者相談支援事業や療育支援コーディネーター配置事業などがあります。</p>
<p>住宅入居等 支援事業</p>	<p>賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人等の地域生活を支援します。</p>
<p>佐倉市 障害者総合 支援協議会</p>	<p>関係機関、関係団体、障害のある人及びその家族並びに障害者等の福祉・医療・教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、地域における障害のある人などへの支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場です。</p>
<p>成年後見制度 利用支援事業</p>	<p>障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害のある人の権利擁護を図ることを目的とした事業です。</p>
<p>成年後見制度 法人後見支援 事業</p>	<p>障害者の権利擁護のため、成年後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備し、法人後見の活動を支援する事業です。</p>

<p>意思疎通支援事業</p>	<p>障害のある身体障害者が、市の窓口などでの手話通訳や生活相談を受ける事業です。</p> <p>手話通訳者派遣事業は、聴覚や音声言語の機能障害のある身体障害者が意思伝達の仲介者を得られないときに手話通訳者を派遣する事業です。</p> <p>要約筆記者派遣事業は、手話による意思伝達が困難な聴覚障害者に、文字により、意志を伝達する要約筆記者を派遣する事業です。</p>
<p>手話奉仕員養成研修事業</p>	<p>手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意志疎通を図ることに支障がある障害のある人などの自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とした事業です。</p>
<p>日常生活用具給付事業</p>	<p>障害のある人などに対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とした事業です。</p>
<p>移動支援事業</p>	<p>屋外での移動が困難な障害のある人などに、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした事業です。</p>
<p>地域活動支援センター</p>	<p>地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とした事業です。</p>
<p>障害者一時介護事業</p>	<p>障害者等を介護している保護者の負担を軽減するため、障害者の一時的な介護を行う事業です。</p>
<p>日中日帰りショートステイ事業</p>	<p>障害者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図るため、障害者等の日中における活動の場を提供する事業です。</p>
<p>特別支援学校生等日中活動体験事業</p>	<p>特別支援学校生等の学校卒業時の進路を選択するために、日中活動を体験する場を提供する事業です。</p>

移動入浴サービス事業	障害者の健康保持を図るため、居宅において入浴が困難なねたきり身体障害者に対し、移動入浴車を派遣して入浴の機会を提供する事業です。
------------	--

(2) 用語解説

	用語	説明
あ行	意思決定支援ガイドライン	正式名称は「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」。日常生活や社会生活等において障害者の意思が適切に反映された生活が送れるよう、障害者の意思決定の重要性を認識した上で、必要な対応を実施できるようにするとともに、成年後見制度の適切な利用を促進するため作成された。
	医療的ケア	経管栄養注入やたんの吸引など、家族や看護師が日常的に行う医療行為のこと。
か行	基本指針	市町村は厚生労働大臣の定める基本指針に即して障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めることとなっている。障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の整備、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めている。
	共生社会	これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会のことである。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。

	権利条約	正式名称は「障害者の権利に関する条約」。第61回国連総会において、障害のある人に対する差別を禁じ、社会参加を促進することを目的として採択された。障害のある人を対象にした人権条約は初めてで、世界人口の約1割、約6億5,000万人（国連推計）とされる障害のある人の権利拡大につながるものと期待されている。この条約は、20か国が批准した平成20年5月に発効しており、日本は平成26年1月に批准した。
	高次脳機能障害	病気や事故などの原因で脳が損傷されたことにより、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等のこと。
	雇用促進法	正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ることを目的としている。法改正により、平成30年4月からは法定雇用率算定に精神障害者を加えることとなった。
さ行	差別解消法	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障害を理由とする差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取組みに関する対応要領を定めることなどが規定されている。

	<p>児童福祉法</p>	<p>児童福祉を保障するために、障害児を含め、あらゆる児童が持つべき権利や支援について定めた法律である。</p> <p>平成 24 年、障害別に分かれていた障害児施設・事業を一元化し、通所による支援を「障害児通所支援」、入所による支援を「障害児入所支援」とする児童福祉法の改正が行われた。</p> <p>また、様々な障害があっても身近な地域で適正な支援が受けられるよう、障害児通所支援の実施主体を市町村とし、児童発達支援センターを中心とした児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などのサービスが創設された。</p>
	<p>社会資源</p>	<p>利用者のニーズの充足や問題解決の為に活用される、各種の施設、機関、設備、制度などの総称。</p>
	<p>重症心身障害児・者</p>	<p>重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある障害児や障害者を重症心身障害児・者という。</p>
	<p>障害支援区分</p>	<p>障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる支援の度合いを表す 6 段階の区分。数字が大きいほど支援の度合いは高い。</p>
	<p>障害児福祉計画</p>	<p>児童福祉法第 33 条に基づく、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施について定める計画である。</p>

障害者基本法	障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の福祉を増進することを目的とした法律である。権利条約の批准に向けた国内法整備の一環として、平成 23 年、「障害者の定義の拡大」と「合理的配慮の導入」を柱とした大きな改正が行われ、障害の有無に関わらず人格と個性を尊重する「共生社会」の実現を目的に掲げた。
障害者計画	障害者基本法に規定され、障害者の施策に関する基本的な方針を定める計画である。
障害者総合支援協議会	都道府県及び市町村が設置する、障害者への支援体制の整備を図るために、関係機関、関係団体並びに障害のある人及びその家族などにより構成される協議会をいう。 協議会においては、地域における障害者への支援体制に関する課題についての情報共有、関係機関等の連携の緊密化及び地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。
障害児を対象としたサービス	児童福祉法の定めにより障害児に提供される、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援などの福祉サービスをいう。
障害福祉計画	総合支援法第 88 条に基づく、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施について定める計画である。

障害福祉サービス	総合支援法の定めにより障害者に提供される、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助などの福祉サービスをいう。
自立支援医療 (精神通院)	精神疾患を有する者で通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行う。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める一定の障害のある者に対し、障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として交付する手帳。
身体障害者福祉法	身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進をはかることを目的とする法律。
精神障害者保健 福祉手帳	精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人を対象として交付する手帳。
精神保健福祉法	正式名称は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」。精神障害者の医療及び保護を行いその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする法律。

	総合支援法	正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。従来の障害者自立支援法に替わる法律として、障害福祉サービスの提供などについて定められるとともに、対象となる障害者の範囲に難病なども含まれることとなった。
	相談支援事業所	障害者の心身の状況、置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案し、利用するサービスの種類や内容を記載した「サービス等利用計画案」を作成するとともに障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行う。 また一般的な相談支援として、障害者の福祉に関する様々な問題について、相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行う。
た行	地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。
	地域生活支援拠点	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を地域の実情に応じ整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制。

	知的障害者福祉法	知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障害者の福祉を図ることを目的とする法律。
	千葉県手話言語条例	正式名称は「千葉県手話言語等の普及に関する条例」。 手話が言語であることの明確な認識の下、手話等の普及の促進について、基本理念を定め、県の責務並びに市町村、県民及び事業者の役割を明らかにし、県の施策を推進するための基本的事項を定めることにより、聴覚障害者と聴覚障害者以外の者とが共生することのできる地域社会の実現並びに聴覚障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とした条例である。
	千葉県障害者条例	正式名称は「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」。障害者に対する理解を広げて差別をなくす取組を進めることにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくることを目指した。何が差別にあたるのかを医療、福祉等の8つの分野別に定義し、個別事案を解決する仕組み、差別の背景にある制度や習慣を変えていく仕組み、障害者に優しい取組を応援する仕組みの3つの仕組みから構成される。
	千葉県情報保障ガイドライン	正式名称は「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」。 千葉県障害者条例の取り組みの一環として、行政の職員などが障害のある人と情報のやりとりをする際にどのような配慮を行うべきかを定めたガイドラインである。障害のある人の立

		場に立って考えることなどを大原則としている。
な行	難病患者	原因が不明で、治療方法が確立されていない疾患などをいう。総合支援法の改正により、平成25年から障害福祉サービスを利用できる範囲の中に難病患者が加わることとなった。
	難病患者 リフレッシュ事業	主に在宅の医療的ケアの必要な障害児・者等の家族を対象とし、介護の負担軽減のために滞在型の訪問看護サービスを提供する。
	日常生活圏域	平成17年の介護保険法の改正により、市町村介護保険事業計画において、当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して日常生活圏域を定めることとされた。 設定にあたっては、小学校区、中学校区、旧行政区、住民の生活形態、地域づくりの単位など、面積や人口だけでなく、地域の特性などを踏まえて定めることとされている。 日常生活圏域ごとの介護サービス必要量を見積もることで、サービスが不足している圏域には施設を誘導し、必要量を満たしている圏域には新たな施設の指定をしないことにより、計画的な介護サービスの投入が可能となる。また地域包括支援センターは、この日常生活圏域を考慮して設置されている。

は行	発達障害	発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義している。
	発達障害者支援法	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害などの発達障害を持つ者に対する援助等について定めた法律である。 発達障害を早期に見出し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的としている。
	批准	条約に対して国家が同意すること。
ら行	ライフサポートファイル	障害児・者のライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期においても一貫した支援が継続されるよう、家族や関係機関が共に関わることのできる情報伝達ツールとして、本人に関する様々な情報や支援内容を記録し、関係機関等の支援計画を1冊にまとめたファイル。
	療育支援	障害児及びその家族、障害に関して心配のある人等を対象として、障害の早期発見・早期治療又は訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行なうこと。

	療育手帳	知的障害者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定以上の障害がある人に対し申請に基づいて障害程度を判定し、療育手帳制度に定める「知的障害者」であることの証票として都道府県知事が交付するもの。
	レスパイト	一時的な休息、息抜きを意味する。在宅介護をしている障害児・者等の介護者に対し短期入所（ショートステイ）などのサービスを提供することをレスパイトケアと呼び、介護者の心身疲労や共倒れなどの防止に役立つものとして期待されている。